

山梨中央銀行

山梨中銀スカイライト

山梨中銀スカイライトリブレ

会員規約

個人情報に関する重要事項
山梨中銀 i D 会員特約（携帯型：個人用）
山梨中銀スカイライトETCカード特約
マイ・ペイすリボ会員特約
山梨中銀スカイライト（スカイライトリブレ）保証委託約款

🦋 山梨中銀スカイライト（スカイライトリブレ）会員規約 🦋

第1部 一般条項

第1章 会員の資格

第1条（本会員）

株式会社山梨中央銀行（以下「当行」という）に対し、本規約を承認のうえ入会申込みをした個人のうち、当行が適格と認めた方を本会員とします。

第2条（家族会員）

1. 本会員が本会員の代理人として指定し第2項及び第3項の責任を負うことを承認した家族で、当行が適格と認めた方を家族会員（以下本会員と家族会員を「会員」という）とします。本会員は、本会員の代理人として家族会員に、当行が当該家族会員用に発行したクレジットカード（以下「家族カード」という）および会員番号を本規約に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代理人として本規約に基づき家族カードおよび会員番号を利用することができます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。
2. 本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当行に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当行が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、予め承諾するものとします。
3. 本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当行の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）

を賠償するものとします。

第3条（保証の委託）

会員は、カード利用による当行に対する一切の債務について、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託し、その保証を受けるものとします。なお、保証委託の範囲等については、別途 山梨中銀スカイライト（スカイライトトリプレ）保証委託約款によるものとします。

第4条（年会費）

本会員は、当行に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日はクレジットカード（以下「カード」という）送付時に通知するものとし、支払われた年会費は理由の如何を問わず返還しません。

第5条（届出事項の変更）

1. 本会員が届出た氏名、住所、電話番号、勤務先に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出るものとします。
2. 前項の届出を怠ったために、当行から届出の氏名、住所にあてて通知または送付した書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. 当行は、「個人情報取扱に関する重要事項」第1条第1項に定める利用目的の範囲で、会員のカード利用による当行に対する債権の保全上の必要と認められるときは、当該会員について同条第2項に定める情報を適正な手段で収集、保有、利用ができるものとします。

第6条（規約の変更、承認）

本規約を変更する場合、当行はその変更内容または新規約を本会員にあてて通知します。その通知を受けた後、会員がカードによる取引を行ったときは、変更事項または新规定を承認したものとみなします。

第2章 カードの管理

第7条（カードの種類、貸与および取扱い）

1. 当行が発行するカードの種類は、「山梨中銀スカイライト」、「山梨中銀スカイライトトリプレ」とします。
2. 当行は、会員に氏名・会員番号・有効期限等を表面に印字した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。本会員は、カード発行後も、当行が本人確認手続を求めた場合にはこれに従うものとします。
3. カードの所有権は当行に属し、カードはカード表面に印字された会員本人以外には使用できないものとします。また、会員は現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。
4. 会員は、カードの使用、保管、管理を善良なる管理者の注意をもって行なうものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードを他人に使用させもしくは使用のために占有を移転させてはなりません。

5. カードの使用、保管、管理に際して、会員が前3項に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。

第8条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、当行が指定するものとし、カードの表面に記載した月の末日までとします。
2. 有効期限の2ヵ月前までに申出がなく、当行が引き続き会員として認める場合には、新カードと会員規約を送付します。本会員は有効期限経過後のカードを直ちに切断・破棄するものとします。
3. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

第9条（暗証番号）

1. 当行は、本会員より申出のあったカードの暗証番号（家族会員の暗証番号を含む）を所定の方法により登録します。但し、暗証番号は生年月日や電話番号等、他人に類推されやすい番号を指定することはできません。
2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当行に責のある場合を除き、本会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第10条（カードの利用枠）

1. カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービス、キャッシング一括の利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額及び次項以下の内訳額は、当行が所定の方法により定めるものとします。
2. カード利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービスの利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
3. カードショッピングのうちリボルビング払い、分割払い（3回以上のものをいう。以下同様）、2回払い及びボーナス一括払いの未決済残高の利用枠は、前項のカードショッピング利用枠のうち、その全て並びに本会員および家族会員の合算額として当行が定めるものとします。
4. 前項の利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額の全額を1回払いの扱いとして支払うものとします。但し、当行が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。
5. 海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、本条2項のカード利用枠のうち、30万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。
6. キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシング一括の未決済残高の合計額として管理します。その金額は本条1項の総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。

7. キャッシング一括の未決済残高の利用枠は、本条6項のキャッシング利用枠のうち、30万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。
8. 当行は、必要または適当と認めた場合、本条1項の利用枠とは別に分割払いの利用枠を定める場合があります。この場合、当行所定の方法によりその利用枠を定めるものとします。
9. 会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払いの責を負うものとします。
10. 本条に定める利用枠は、本会員の信用状態が悪化したと認められる場合等当行が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
11. 本条に定める利用枠は、当行が適当と認めた場合には、当行所定の方法により、増額することができるものとします。但し、会員から異議のある場合を除きます。なお、本条5項、7項に定める利用枠は、会員が希望した場合に増額するものとし、同項の定めにかかわらず、30万円を超えて増額できるものとします。

第11条（複数カード保有における利用の調整）

会員が、当行の発行するカードを複数枚所持している場合のカード利用枠は、それぞれのカードごとの合計額ではなく、それらのカードを合算して第10条第1項に定めた金額以内とします。

第12条（カードの再発行）

当行は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当行所定の届けを提出し当行が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第13条（カードの紛失・盗難・偽造）

1. カードが紛失、盗難、詐取、横領等（以下まとめて「紛失、盗難」という）により他人に不正利用された場合、本会員は、そのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. カードが紛失、盗難にあった場合には、会員は直ちにその旨を当行に通知し、最寄りの警察署に届出を行うものとします。（但し、クレジットカード番号の盗難に起因する被害は除きます）この届出前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。
3. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、本会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金について本会員が支払いの責を負うものとします。

第14条（会員保障制度）

1. 第13条第1項の規定にかかわらず当行は、会員が紛失、盗難の事実を、第13条第2項の規定のとおり届出がなされたときは、ショッピングサービスおよびキャッシングサービスにおける当該カードによる被害、損害をてん補します。
2. 保障期間は、入会日から1年間とし毎年自動的に継続されるもの

とします。

3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。
 - (1) 会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害
 - (2) 損害の発生が保障期間外の場合
 - (3) 会員の家族・同居人・当行から送付したカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - (4) 会員が本条第4項の義務を怠った場合
 - (5) 紛失、盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - (6) ショッピングサービス、キャッシングサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害（但し、当行に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません。）
 - (7) 第13条第2項の紛失、盗難の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害
 - (8) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失、盗難に起因する損害
 - (9) その他本規定に違反する使用に起因する損害
4. 本会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行が損失のてん補に必要と認める書類を当行に提出するとともに、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

第15条（カード利用の一時停止）

1. 当行は、会員が利用枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、若しくは延滞が頻繁に発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部またはいずれかの利用を一時的にお断りすることがあります。
2. 当行は、会員が本規約に違反し若しくは違反するおそれがある場合、カードの利用状況に不審がある場合には、カードショッピング、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部またはいずれかを一時的に停止し、若しくは、加盟店や現金自動預払機（以下「ATM等」という）等を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。
3. 当行は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。

第16条（付帯サービス等）

1. 会員は、当行または当行の提携会社が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当行から本会員に対し通知します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。

3. 会員は、当行が必要と認めた場合には、当行が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承諾します。
4. 会員は、第23条に定める会員資格の取消をされた場合、もしくは、第24条に定める退会をした場合、付帯サービス（会員資格取消前または退会前に取得済の特典を含む）を利用する権利を喪失するものとします。

第3章 カード利用代金等の決済方法

第17条（代金決済口座及び決済日）

1. 本会員が当行に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約に基づく一切の債務は、本会員が支払いのために指定した預金口座（本会員名義に限る）から口座振替により支払うものとします。但し、本会員が希望し当行が適当と認めるときは、当行の指定する預金口座への振込等当行が別途指定する方法で支払うものとします。
2. 当行に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とします。なお、支払期日の当日が当行休業日の場合は翌営業日となります。
3. 当行は、本会員の毎月の支払いに係る利用代金明細書を支払期日までに本会員の届出住所宛に送付します。本会員は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後10日以内に当行に対し異議を申出るものとします。但し、支払いが年会費のみの場合は利用代金明細書を送付しない場合があります。

第18条（海外利用代金の決済レート等）

1. 日本国外におけるカード利用代金は、外貨額をVISA国際サービスアソシエーション（以下「国際提携組織」という）の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当行が海外取引関係事務処理経費として1.63%を加えたレートで円貨に換算します。但し、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。
2. 日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当行の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限若しくは停止に応じていただくことがあります。

第19条（決済口座の残高不足等による再振替等）

決済口座の残高不足等により、支払期日に、当行に支払うべき債務の口座振替ができない場合には、当行は、支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につきこれを行うことができるものとします。但し、当行から別途指示があったときは、本会員は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。

第20条（支払金等の充当順序）

本会員の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当行に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当行が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。但し、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第21条（手数料率、利率の変更）

リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシング一括の利率、海外キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第6条の規定にかかわらず、当行から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払いについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払い、キャッシング一括および海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。

第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等

第22条（期限の利益の喪失）

1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
 - ① 仮差押、差押、競売の申立、破産若しくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき
 - ② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき
 - ③ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき
 - ④ リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の約定返済を遅滞し、その遅滞金額を遅滞後20日以内に支払わなかったとき
 - ⑤ 債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当行に到達した場合
 - ⑥ 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
 - ⑦ 住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由によって、当行に会員の所在が不明となったとき
2. 本会員は当行に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第23条1項の規定により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いによるカードショッピング代金を除く本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
3. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当行の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
 - ① 当行が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき
 - ② 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
 - ③ 本会員の信用状態が悪化したとき
4. 本条第1項から第3項の定めにかかわらずキャッシング一括、海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するも

のとします。

第23条（会員資格の取消）

1. 当行は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当行において会員として不適格と認めた場合は、会員資格を取消することができるものとします。
 - ① カード、ローン等の申込に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
 - ② 本規約のいずれかに違反した場合
 - ③ カード利用代金等当行に対する債務の履行を怠った場合
 - ④ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当若しくは不審があると当行が判断した場合
 - ⑤ 本会員の信用状況が悪化したと認められる場合
 - ⑥ 会員が、次の(1)から(6)までのいずれかに該当したことが判明した場合
(1)暴力団 (2)暴力団員 (3)暴力団準構成員 (4)暴力団関係企業 (5)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6)その他前記(1)から(5)に準ずる者
 - ⑦ 会員が、自らまたは第三者を利用して、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為をした場合
(1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いて当行の信用を毀損し、または、当行の業務を妨害する行為 (5)その他前記(1)から(4)に準ずる行為
 - ⑧ 会員が、本会員として当行から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記①から⑦に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき
 - ⑨ 付帯されているサービスについて解除の申し出をした時は、当該会員から退会の申し出がなされたものとみなします。
2. 会員資格を取消されたときは、当行が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカード等当行から貸与された物品を当行に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当行に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
3. 当行は、会員資格の取消を行なった場合、カードの無効通知並びに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当行に返還するものとします。

第24条（退会、契約終了、契約解除）

1. 本会員が任意に退会する場合、本会員は本規約に定める当行に対する一切の債務を返済のうえ、当行所定の書面にカードを添えて利用口座のある店舗に提出するものとします。なお、家族会員だけの退会の場合においても、本会員が届出るものとします。
2. 本会員は、退会する場合には、当行が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また退会后においても、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用代金等につい

て全て支払いの責を負うものとします。

3. 以下の場合、本会員は本規約に定める当行に対する一切の債務を返済のうえ、本規定による契約は終了します。
 - ① 利用口座を任意に解約したとき
 - ② 第8条に定めるカードの有効期限到来後、当行から新たなカードが貸与されなかったとき
4. 会員が第22条1項の事由のいずれかに該当するときは、当行は会員への通知催告等を要せず、将来に向け本規定による契約を解除することができるものとします。この場合会員は本規約の定めに基づき、カード利用により当行に対して負担した一切の債務を直ちに支払うものとします。
5. 会員が第22条2項の事由のいずれかに該当するときは、当行は会員への通知催告等により、将来に向け本規定による契約を解除することができるものとします。この場合会員は本規約の定めに基づき、カード利用により当行に対して負担した一切の債務を直ちに支払うものとします。
6. 退会後、契約終了後、契約解除後に当該カードの利用により生じた損害については、すべて会員の負担とします。

第25条（費用の負担）

会員は、振込にて債務を支払う場合の金融機関の振込手数料、本規定に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課および公正証書作成費用等債権の保全または実行のために要した費用を負担するものとします。

第26条（合意管轄裁判所）

会員と当行との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、甲府地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第27条（準拠法）

会員と当行との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第28条（当行からの相殺、払戻充当）

1. 本会員が本規定に定める当行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と本会員の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当行は相殺することができるものとします。この場合、当行は事前の通知および所定の手続を省略し本会員にかわり諸預け金を払戻し、債務の弁済に充当することができるものとします。
2. 前項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、利率・料率は預金規定等によるものとします。ただし、期限未到来の預金等の利息は期限前解約利率によらず約定利率により年365日の日割計算とします。また外国為替相場については、当行の相殺実行時の相場を適用するものとします。

第29条（会員からの相殺）

1. 本会員は、相殺計算をする7営業日前までに当行に通知することにより、弁済期にある預金その他債権とこの取引による債務とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、当行所定の手続きをとるものとし、また相殺した預金その他の債権の証書、通帳は直ちに当行に提出するものとします。

2. 前項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、利率・料率は預金規定等によるものとします。また外国為替相場については、当行の相殺実行時の相場を適用するものとします。

第30条（当行からの充当指定）

当行が相殺または払戻充当をする場合、本会員の当行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、特に通知せず当行が適当と認める順序方法により充当することができます。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第31条（会員からの充当指定）

1. 本会員から返済または相殺をする場合、この取引による債務のほかに債務があるときは、本会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、当行が債権保全上支障が生じるおそれのあるときは当行は遅滞なく異議を述べたうえ当行が適当と認める順序方法によりどの債務の返済又は相殺に充てるか指定することができ、本会員はその指定に異議を述べないものとします。
2. 本会員から指定がないときは当行が指定することができ、この場合、当行が指定する債務について期限未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

第32条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見の開始または任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに成年後見人または任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出るものとします。
2. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときは、前項と同様に届出るものとします。
3. 前2項の届出事項について、変更または取消等が生じたときにも同様に届出るものとします。
4. 前3項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

第33条（業務の委託）

当行は、カードに関する業務およびその他会員サービスに関する業務の一部またはすべてを個人情報の保護措置を講じたうえで、三井住友カード株式会社、株式会社バンクカードサービスおよびその他の企業に委託できるものとします。

第2部 カードによる取引と利用代金の支払

第1章 カードによるショッピング

第34条（カードショッピング）

1. 利用可能な加盟店
会員は、次の加盟店においてカードを利用することができます。但し、会員は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険につ

いて十分に注意するものとします。

- ① 当行と提携したクレジットカード会社（以下「提携クレジットカード会社」という）の加盟店
- ② VISA国際サービスアソシエーションと提携した銀行・クレジットカード会社（以下「海外クレジットカード会社」という）の加盟店

2. 加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。但し、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当行が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略することまたは、署名に代えて若しくは署名とともに暗証番号の店頭端末機への入力等当行が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き

郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当行若しくは他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行なう場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等を記入することにより、若しくは電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

4. オンライン取引の際の利用手続き

コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当行若しくは他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

5. ICカードの利用手続き

カードの種類がICクレジットカード（ICチップを搭載したクレジットカード）の場合には、当行が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。但し、端末機の故障等の場合若しくは別途当行が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。

6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き

会員は、当行が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種別変更等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたとき若しくは退会・会員資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更を行うものとします。また、会員は、当行が必要であると判断したときに、会員に代わって当行がカードの会員番号・有効期限等の変更情報及び無効情報等を加盟店に対

し通知する場合があることを、予め承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当行から複数のカードを貸与している場合には当行が貸与している別カードへの変更を含むものとします。

7. カードの利用に際しては、原則として、当行の承認を必要とし、この場合、会員は、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当行が直接若しくは提携クレジットカード会社、国際提携組織と提携した銀行・クレジットカード会社を経由して加盟店若しくは会員自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。

第35条（債権譲渡の承諾等）

1. 会員は、カード利用による取引の結果生じた加盟店の会員に対する債権について、以下の各号に予め異議なく承諾するものとします。
 - ① 提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡または提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし（これらの場合、当行が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当行が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること
 - ② 海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から海外クレジットカード会社に債権譲渡または海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし（これらの場合、当行が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当行が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること
2. カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店と取引した後加盟店との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当行所定の方法によるものとします。
3. 会員は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当行に開示されることを承諾するものとします。但し、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。
4. 会員は、カード利用により購入した商品に係る当行への債務を完済するまで、当該商品の所有権が当行に帰属することを承諾するものとします。

第2章 カード利用代金の支払区分

第36条（カード利用代金の支払区分）

1. カード利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いおよび分割払いとし、カード利用の際に会員が適用される支払区分を指定するものとします。但し、1回払い以外の支払区分は、予め当行が適当と認めた会員が、当行が適当と認めた加盟店でのみ指定できるものとします。
2. 会員の有効な支払区分の指定がない場合は原則として1回払いとなります。

第37条（1回払い・2回払い・ボーナス一括払い）

1回払い、2回払い、ボーナス一括払いの支払期日および支払金額は次の通りとなります。但し、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。

- ① 1回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日。
支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分。
- ② 2回払いについては、以下によって対象となる利用額の半額（端数は初回分に算入）につき、それぞれ当月と翌月の支払期日。
支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分。
- ③ ボーナス一括払いについては、毎年12月16日から翌年6月15日までの利用分につき8月の支払期日、7月16日から11月15日までの利用分につき翌年1月の支払期日。但し、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります。

第38条（リボルビング払い）

1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。
 - ①（お店でリボ）：カード利用の都度リボルビング払いを指定する方法。
 - ②（あとからリボ）：カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング代金の支払区分について、当行が適当と認めた会員が、当行が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当行が適当と認めた場合に、当該代金（2回払いは利用額の全額）をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料・支払金額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの各支払期日の各締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。
2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額（5千円、または、1万円以上1万円単位。但し、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当行が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条3項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当行が定める日までに当行所定の方法で本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額若しくは減額できるものとします。

3. 毎月の手数料額は、毎月締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位100円）に対し、当行所定の手数料率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
4. 本会員は、別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。
5. 第35条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第3項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第39条（分割払い）

1. 分割払いは次の方法で指定するものとします。
 - ① カード利用の都度分割払いを指定する方法
 - ② カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定した後に当該代金（2回払いは利用額の全額）を分割払いに変更する方法。この方法は、当行が適当と認めた本会員が、当行が定める日までに支払区分の変更の申出を行い当行が適当と認めた場合にのみ利用できるものとします。その場合、手数料・分割支払額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。
 - ③ 分割払いの指定をした後、第1回の支払前であれば前号の場合に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。
2. 分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は別表の通りとします。但し、加盟店により指定できない回数があります。また、24回を超える支払回数は当行が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。
3. 分割払いの場合のカードショッピングの支払総額は、カード利用代金に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、カードショッピングの支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日から支払うものとします。
4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月・8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回当りのカードショッピング利用代金の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割（但し、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来した

ボーナス支払月に算入)し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当行が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を1回当りのカードショッピング利用代金の50%以内で指定することができます。

5. 本会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当行所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当行所定の割合による金額の払戻しを当行に請求できます。
6. 第35条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第2項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第40条 (遅延損害金)

1. 平成21年12月10日より前の請求に関し支払いを遅延した場合の遅延損害金は以下の通りとします。
 - ① 本会員が、ショッピングによるカード利用代金の期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日まで、分割払いに係る分割支払金合計の残金金額(付利単位1円)については商事法定利率を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を、その他の支払区分に係る利用代金(付利単位1円)については年14.5%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を、それぞれ支払うものとします。
 - ② 前①の場合を除き、本会員が、カードショッピングの支払金(付利単位1円)の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.5%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払いの場合は、当該遅延損害金は、分割支払金合計の残金金額(付利単位1円)に対し商事法定利率を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額を超えないものとします。
2. 平成21年12月10日以降の請求に関し支払いを遅滞した場合の遅延損害金は以下の通りとします。
 - ① 本会員が、ショッピングによるカード利用代金の期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日まで、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いに係る分割支払金合計の残金金額(付利単位1円)については商事法定利率を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を、その他の支払区分に係る利用代金(付利単位1円)については年14.5%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を、それぞれ支払うものとします。
 - ② 前①の場合を除き、本会員が、カードショッピングの支払金(付利単位1円)の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.5%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日

割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの場合は、当該遅延損害金は、分割支払金合計の残金金額（付利単位1円）に対し商事法定利率を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額を超えないものとします。

第3章 加盟店との取引上の問題とカード利用代金の支払い

第41条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員が、日本国内の加盟店と見本・カタログ等により商品およびサービス（以下総称して「商品等」という）の購入を行なった場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換請求若しくは当該売買契約の解除をすることができます。

第42条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当行に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。但し、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。
 - ① 商品等の引渡し、提供がなされないこと
 - ② 商品等に瑕疵（欠陥）があること
 - ③ その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること
2. 当行は、会員が前項の支払停止を行う旨を当行に申出たときは、直ちに所定の手続をとるものとします。
3. 会員は、前項の申出をするときは、予め当該事由の解消のため加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、本条2項の申出をしたときは、速やかに当該事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付して）を当行に提出するよう努めるものとします。また、会員は、当行が当該事由について調査をするときは、その調査に協力するものとします。
5. 本条1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。
 - ① 売買契約が会員にとって営業のために若しくは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき
 - ② リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき
 - ③ 分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき
 - ④ 会員が日本国外においてカードを利用したとき
 - ⑤ 会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき
6. 会員は、当行がカードショッピング代金の残高から本条1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング代金の支払いを継続するものとします。

第3部 キャッシング条項

第1章 キャッシング一括

第43条（キャッシング一括の利用方法）

本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシング一括として別途定める方法により、キャッシング一括の利用枠の範囲内で当行から現金を借り受けることができます。現在ご利用可能な方法は、下記＜キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法＞に定めるとおりとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第44条（キャッシング一括の利率および利息の計算）

1. キャッシング一括の利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、下記＜キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等＞に定めるとおりとします。
2. 本会員は、キャッシング一括の借入金（付利単位100円）に対し、当行所定の利率による利息を支払うものとします。
3. 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年365日（閏年は366日）で日割計算した金額を経過利息として支払うものとします。

第45条（キャッシング一括の借入金の支払い）

1. キャッシング一括の返済方法は、元利一括返済、返済回数は1回とします。
2. 毎月の返済額は、毎月の締切日（支払期日が10日の場合には前月15日）までの借入金と前条3項の経過利息とを合計し、第17条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。
3. 会員は、別途定める方法により、キャッシング一括の借入金の全部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定めるとおりとします。

第46条（遅延損害金）

1. 本会員が、キャッシング一括の支払を遅滞した場合は支払元金（付利単位1円）に対し支払期日の翌日から完済まで、また期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日から完済の日まで、年20.0%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 前項の取扱は海外キャッシュサービスの場合も同様とします。

第2章 海外キャッシュサービス

第47条（海外キャッシュサービスの利用方法）

本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシュサービスとして別途定める方法により、海外キャッシュサービスの利用枠の範囲内で当行から現金を借り受けることができます。現在ご利用可能な方法は、下記＜キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法＞に定めるとおりとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第48条（海外キャッシュサービスの利率および利息の計算）

1. 海外キャッシュサービスの利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、下記＜キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等＞に定めるとおりとします。
2. 本会員は、海外キャッシュサービスの借入金（付利単位100円）に対し、当行所定の利率による利息を支払うものとします。
3. 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年365日（閏年は366日）で日割計算した金額を経過利息として支払うものとします。

第49条（海外キャッシュサービスの借入金の支払い）

1. 海外キャッシュサービスの返済方法は、元利一括返済、返済回数は1回とします。
2. 毎月の返済額は、毎月の締切日（支払期日が10日の場合には前月15日）までの借入金と前条3項の経過利息とを合計し、第17条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。
3. 海外キャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシュサービスの借入金元金は、第18条の定めにより換算された円貨とします。
4. 会員は、別途定める方法により、海外キャッシュサービスの借入金の全部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定めるとおりとします。

＜キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法＞

	本会員		家族会員	
	キャッシング一括	海外キャッシュサービス	キャッシング一括	海外キャッシュサービス
当行が指定するATM等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当行の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法	—	○	—	○

＜キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数・利率等＞

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシング一括	元利一括返済	21日～56日 (但し暦による)・1回	実質年率 15.0%
海外キャッシュサービス	元利一括返済	21日～56日 (但し暦による)・1回	実質年率 15.0%

●担保・保証人…不要

- 元本・利息以外の金銭の支払い…不要
- 本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

＜リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料料率等＞

- ・リボルビング払い 実質年率15.0%
- ・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヵ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用代金100円 当たりの分割払手 数料の額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

＜リボルビング払いのお支払い例＞

(元金定額コース1万円、実質年率15.0%の場合)

8月16日から9月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)

- ① お支払い元金 10,000円
- ② 手数料 ありません。
- ③ 弁済金 10,000円(①)
- ④ お支払い後残高 50,000円 - 10,000円 = 40,000円

◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高40,000円)

- ① 手数料(9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります) $50,000円 \times 15.0\% \times 15日 \div 365日 + 50,000円 \times 15.0\% \times 10日 \div 365日 + 40,000円 \times 15.0\% \times 5日 \div 365日 = 595円$
- ② お支払い元金 10,000円
- ③ 弁済金 10,595円(①595円 + ②10,000円)
- ④ お支払い後残高 30,000円(40,000円 - 10,000円)

＜分割払いのお支払い例＞

利用代金50,000円、10回払いの場合

- ① 分割払手数料 $50,000円 \times (6.70円 / 100円) = 3,350円$
- ② 分割支払金合計 $50,000円 + 3,350円 = 53,350円$
- ③ 分割支払額 $53,350円 \div 10回 = 5,335円$

＜ご相談窓口＞

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記までお願いします。

山梨中央銀行＜関東財務局長(登金)第41号＞
 ＜営業統括部営業推進企画課＞

〒400-8601 山梨県甲府市丸の内1-20-8

電話番号 055-224-1088

※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当行にご返却ください。

3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当行お客様相談室までお願いします。
4. 本規約についてのお問合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当行お客様サービス室までご連絡ください。

<お客様サービス室>

〒400-8601 山梨県甲府市丸の内1-20-8

電話番号 055-233-2111 (大代表)

5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。

<VJ紛失・盗難受付デスク>

フリーダイヤル 0120-919456

※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。

東京 03-5392-7303 大阪 06-6445-3530

<繰上返済の可否および方法>

	リボルピング払い	分割払い	キャッシング一括	海外キャッシングサービス
当行が別途定める期間において、当行の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	○	×	×	×
当行が別途定める期間に事前に当行に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	○	○ (全額返済のみ可)	×	×
当行が別途定める期間に事前に当行に申出のうえ、振込等により当行指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)	○	○ (全額返済のみ可)	○	○
当行の支店・サービスセンターへ現金を持参して返済する方法	○	○ (全額返済のみ可)	○	○

※1: 全額繰上返済：分割払い以外の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当行所定の割合による金額の払戻しを当行に請求できます。

※2: 一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

※3: キャッシング一括と海外キャッシングサービスを締切日までの同一期間内に利用し、当行が別途定める期間において当行の提携金融機関のATMから入金して返済する方法にて全額繰上返済

する場合、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの元本・利息を合わせた合計額のみ返済が可能です。

※4:本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済を行わせることができます。家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手續の全部または一部（手續が途中で中止された場合を含みます）が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手續を行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高（本会員のカードおよび家族カードならびにそれらの会員番号の利用に基づく合計残高）が開示されます。

(2010年11月改定)

個人情報の取扱いに関する重要事項

本重要事項は、山梨中銀スカイライト（スカイライトリブレ）会員規約（以下「本規約」といいます。）の一部を構成します。

第1条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）

会員、入会申込者（以下併せて「会員等」といいます。）は、当行が、会員等の個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）に関し、保護措置を講じた上で次の取扱いをすることに同意します。

1. 当行が本規約および入会申込書等を含む当行との取引の与信業務（途上与信を含みます。）および債権管理業務（以下「与信関連業務」といいます。）、ならびに次の利用目的の達成に必要な範囲で、次項記載の個人情報を収集、保有、利用すること。
 - ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ② 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤ お客さまの金融商品に関する知識や経験の程度、投資目的、資産の状況などに照らして、適切な金融商品やサービスのご提供にかかる妥当性の判断のため
 - ⑥ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合や債権譲渡（債権移転を含む）に際して個人情報を譲受人（移転先を含む）に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の遂行のため
 - ⑨ 市場調査およびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種

ご提案のため

- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - ⑫ 各種お取引の契約やお取引解約後の事後管理のため
 - ⑬ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- なお、上記のカード付帯サービスの内容については、当行所定の方法（ホームページへの掲載、最寄りの支店窓口でのポスター掲示等）によってお知らせします。

2. 当行が前項記載の利用目的のため、次の個人情報を収集、保有、利用すること。

- ① 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の情報および当行届出電話番号の過去5年間の有効性（通話可能か否か）に関する情報
- ② 入会申込時に届け出た事項
- ③ 本契約に関する申込日、契約日、利用可能額、契約終了の有無等の契約内容
- ④ クレジットカード番号
- ⑤ カード利用状況
- ⑥ カード利用場所
- ⑦ 決済情報（延滞情報等を含みます。）
- ⑧ 「犯罪収益移転防止法」で定める書類等の記載事項

3. 当行が次の業務を委託するにあたり、個人情報の預託または提供に関する契約を締結した次の提携会社へ前項記載の個人情報を預託または提供し、当該提携会社が利用すること。

なお、提携会社への個人情報の預託期間は、契約期間中および本契約終了日から5年間とします。

- ① 「犯罪収益移転防止法」に基づくご本人さまの確認等
- ② 商品やサービスをご利用いただく資格等の確認ならびにデータ処理、事務処理、発送等
- ③ 会員の日本国内外のショッピングサービス利用におけるカードの有効性および利用可能枠の確認等
- ④ 会員の日本国外のキャッシングサービス利用におけるカードの有効性および利用可能枠の確認等
- ⑤ 前③、④に関する売上処理
- ⑥ カード付帯サービス等の宣伝物・印刷物の営業活動
- ⑦ 前⑥に関するダイレクトメール等による送付

第2条（個人信用情報機関への照会、登録および利用）

会員等は、当行が会員等の第1条第2項の個人情報について保護措置を行ったうえで次の取扱いをすることに同意します。

1. 当行が与信関連業務をするにあたり、当行が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員等の個人情報が登録されている場合には、会員等の支払能力・返済能力の調査のために、これを利用すること。
2. 当行は、本規約により発生した客観的な取引事実に基づく個人信用情報を当行が加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録すること、また登録した情報を当該個人信用情報機関の加盟会

員ならびに当該個人情報機関と提携する個人情報機関の加盟会員が、自己の取引上の判断のために利用すること。

項目	個人情報機関名
	株式会社シー・アイ・シー
本契約に係る申込みをした事実	当行が個人情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

項目	個人情報機関名
	全国銀行個人情報センター
氏名、生年月日、性別、住所、(本人への郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続き、解約、完済等の事実を含む)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
当行が加盟する個人情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡り情報	第1回目不渡りは不渡り発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

項目	個人情報機関名	株式会社日本信用情報機構
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)		下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)		契約継続中および完済日から5年を超えない期間
取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)		当該事実の発生日から5年を超えない期間
延滞情報		延滞継続中の期間
延滞解消および債権譲渡の事実にかかる情報		当該事実の発生日から1年を超えない期間
本申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)		申込日から6ヶ月を超えない期間

- 前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されること。
- 当行が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は次のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関が開設しているホームページに掲載されています。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

名 称	所 在 地	電話番号	ホームページアドレス
株式会社シー・アイ・シー	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファースト ウエスト15階	0120-810-414	http://www.cic.co.jp
全国銀行個人 信用情報セン ター	〒100-8216 東京都千代田区 丸の内1-3-1	03-3214-5020	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
株式会社日本 信用情報機構	〒101-0046 東京都千代田区 神田多町2-1 神田進興ビル	0120-441-481	http://www.jicc.co.jp

※株式会社シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。

※全国銀行個人信用情報センターは、主に銀行、信用金庫などの金融機関や、銀行系カード会社を加盟会員とする個人信用情報機関です。

※株式会社日本信用情報機構は、主に貸金業専業者、信販会社、保証会社、クレジットカード会社、リース会社等を会員とする個人信用情報機関です。

5. 上記4.に記載されている当行が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

(1) 株式会社シー・アイ・シー

- ① 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等
- ② 契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報、等。
- ③ 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。

(2) 全国銀行個人信用情報センター

- ① 氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報。
- ② 借入金額、借入日、最終返済日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、解約、完済等の事実を含む）。
- ③ 当行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等。
- ④ 不渡り情報。
- ⑤ 官報情報。
- ⑥ 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨。
- ⑦ 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報。

(3) 株式会社日本信用情報機構

- ① 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）。
- ② 契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金

額、貸付金額、保証額等) および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)。

- ③ 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)
- ④ 本申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)

第3条 (個人情報の開示、訂正、削除)

1. 会員等は、当行および第1条で記載する当行と個人情報の預託または提供に関する契約を締結した提携会社ならびに第2条で記載する個人情報情報機関等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより会員自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

- ① 当行に開示を求める場合には、第6条記載のお問合せ・相談窓口または最寄りの支店にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当行所定の方法(ホームページへの掲載、冊子「個人情報の保護について」での掲載)によってもお知らせしております。
- ② 個人情報情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の個人情報情報機関に連絡してください。

2. 開示請求により、個人情報の登録内容に誤りがあることが判明したときには、会員等は、当行に当該情報の訂正または削除の請求ができるものとし、当行は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第4条 (個人情報の預託)

会員等は、当行が当行の事務(配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む)する場合には、当行が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

第5条 (個人情報の取扱いに対する不同意)

1. 当行は、会員等が入会申込書本契約に必要な事項の記入を希望しない場合、または第1条および第2条の内容の全部または一部に同意しない場合は、入会を断ること、退会の手続きをとることができるものとします。
2. 第1条第1項⑨⑩⑪に同意いただけない場合でも、これを理由に当行が本契約の締結を断ることはありません。ただし、当行の商品、サービス等の提供が受けられない場合があることを会員等は承認するものとします。

第6条 (個人情報の取扱いに関するお問合せ・相談窓口)

個人情報の開示、訂正、削除等に関するお問合せや利用・提供中止、およびダイレクトメール等による宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申し出、その他のご意見の申し出に関しては、当行のお客サービス室までお願いします。

株式会社 山梨中央銀行

お客サービス室 山梨県甲府市丸の内1丁目20番8号

電話：055-233-2111（大代表）（月曜日から金曜日9：00～17：00ただし、祝祭日等銀行休業日を除きます）

第7条（同意条項の変更等）

1. 第1条および第2条について変更が生じた場合には、当行は遅滞なく会員に変更事項を通知または公表します。
2. 当行は、次のいずれかに該当した場合、会員が前項の変更事項に同意したものとみなします。
 - ① 会員が、前項の通知または公表後にカードを利用したとき
 - ② 会員が、前項の通知または公表後から1ヶ月以内に変更事項に同意しない旨の申し出を行わないとき

第8条（本契約が不成立の場合の入会申込の事実利用）

本契約が不成立となった場合、または当行が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は承認をしない理由のいかんを問わず、第1条および第2条に基づき一定期間保有、利用されますが、会員審査の判断等以外に利用されることはありません。

第9条（支払停止抗弁の申出に関する登録・利用同意）

本契約について支払停止の抗弁の申出が行われていることが、加盟する指定信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該指定信用情報機関および提携する他の指定信用情報機関の加盟会員に提供されること。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（本会員の名義人）は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止され、または通知によりこのカード取引が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でもいっさい私の責任といたします

- ① 貴行との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団準構成員 4. 暴力団関係企業 5. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 6. その他前各号に準ずる者
- ② 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 1. 暴力的な要求行為 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為 5. その他前各号に準ずる行為

（2010年11月）

山梨中銀 iD 会員特約（携帯型：個人用）

第1条（定義）

「iD決済システム」（以下「本決済システム」という）とは、携帯電話等に搭載された非接触ICチップを用いて行うクレジット決済システムをいいます。

第2条（iD会員（携帯型））

1. 株式会社山梨中央銀行（以下「当行」という）が発行するクレジットカードのうち当行が指定するクレジットカードの個人会員（以下「会員」という）で、本特約および山梨中銀スカイライト（スカイライトリプレ）会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、当行所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた方をiD会員（携帯型）とします。
2. 会員が家族会員の場合には、当該家族会員の利用につき責任を負う本会員がiD会員（携帯型）である場合に限り、当行は当該家族会員をiD会員（携帯型）とするものとします。
3. 本会員は、iD会員（携帯型）である家族会員による本決済システムの利用により生じる全ての責任（利用金額の支払義務を含む）を負うものとします。この場合、iD会員（携帯型）である家族会員は、当行が、当該家族会員による本決済システムの利用内容・利用状況等（本特約で家族会員の利用とみなす場合を含む）を本会員に通知することを、予め承諾するものとします。
4. 本会員は、iD会員（携帯型）である家族会員に対し本特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員が本特約の内容を遵守しなかったことによる当行の損害（iD会員番号、アクセスコード、iD会員情報、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。

第3条（iD会員番号およびアクセスコードの発行）

1. 当行は、iD会員（携帯型）に対し、iD会員番号およびアクセスコードを発行し、当行所定の方法により通知するものとします。
2. iD会員（携帯型）は当行から通知されたiD会員番号およびアクセスコードを善良なる管理者の注意をもって使用および管理するものとし、iD会員（携帯型）本人以外の第三者に使用させてはなりません。
3. iD会員（携帯型）は、第5条に定める会員情報登録を行う前に、通知を受けたアクセスコードを紛失し、または盗難された場合には、直ちに当行にその旨届け出るものとします。
4. 第三者が、アクセスコードおよび第4条に定める暗証番号（以下「指定暗証番号」という）を使用して第5条に定める会員情報登録のうえ本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用をiD会員（携帯型）本人の利用とみなします。

第4条（暗証番号）

1. 当行は、iD会員（携帯型）より申出のあったiDの暗証番号を所定の方法により登録します。但し、申出がない場合または当行が定める指定禁止番号を申出た場合は、当行所定の方法により登録することがあります。
2. iD会員（携帯型）は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。iDの利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当行に責のある場合を除き、iD会員（携帯型）は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第5条（会員情報登録）

1. 当行は、iD会員（携帯型）に対しアクセスコードを通知するこ

とにより、iD会員（携帯型）が本決済システムで使用する自己の管理する携帯電話（以下「使用携帯電話」という）に装備された非接触ICチップに、本決済システムの利用に必要な情報（以下「iD会員情報」という）を登録（以下「会員情報登録」という）することを承認します。なお、iD会員（携帯型）は、当行が指定する所定の期間（以下「会員情報登録期間」という）内に会員情報登録するものとし、会員情報登録期間終了後に会員情報登録する場合、または一度会員情報登録してから再度会員情報登録する場合には、事前に当行に届出のうえ当行の承認を得るものとします。

2. iD会員（携帯型）は、当行が指定するダウンロードセンターから本決済システムを利用するために必要な当行が指定するアプリケーション（以下「指定アプリケーション」という）を、当行所定の方法で使用携帯電話にダウンロードしたうえで、アクセスコードおよび指定暗証番号を入力するなど当行所定の方法により会員情報登録するものとします。但し、使用携帯電話に予め指定アプリケーションがインストールされている場合、当該アプリケーションのダウンロードの手続きは省略できるものとします。
3. iD会員（携帯型）は前項の手続きに先立ち、自己の責任および費用負担において、本決済システムに対応しうる機能を備えた携帯電話の準備、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約の締結およびその他本決済システムの利用に必要な準備をおこなうものとします。
4. iD会員（携帯型）が前項の準備を怠ったことにより本決済システムの利用ができない場合、当行は一切の責任を負わないものとします。また、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約が終了した場合には、本決済システムの利用の一部または全部が制限される場合があります。

第6条（iD携帯の利用）

1. iD会員（携帯型）は、前条2項に定める手続きをおこない会員情報登録が完了した携帯電話（以下「iD携帯」という）を当行所定の方法で使用するにより、決済用カードに代えて、本決済システムの利用が可能な加盟店（以下「iD加盟店」という）での支払い手段とすることができます。
2. iD会員（携帯型）は、決済用カードの代わりにiD携帯を用いて当行が別途指定するATM等において当行所定の操作を行うことにより、会員規約に定めるキャッシング一括として、当行から現金を借り受けることができます。また、iD会員（携帯型）は、会員規約に定める方法以外に、当行が別途指定するATM等においてiD携帯を用いて当行所定の操作を行うことにより、キャッシング一括の借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。

第7条（iD携帯の管理）

1. iD会員（携帯型）は、iD携帯を善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、iD会員（携帯型）本人以外の第三者にiD携帯による本決済システムの利用をさせてはなりません。
2. iD会員（携帯型）は、iD携帯につき機種変更もしくは修理ま

たは第三者に対する譲渡、貸与、担保提供もしくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当行所定の方法によりその旨届け出るものとし、あわせてiD携帯に登録されている会員情報を事前に削除するものとします。

3. iD会員（携帯型）は、iD携帯に装備された非接触ICチップおよび指定アプリケーションにつき偽造、変造または複製等をおこなってはなりません。
4. iD会員（携帯型）が前3項に違反したことによりiD会員（携帯型）本人以外の第三者がiD携帯を使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用をiD会員（携帯型）本人の利用とみなします。

第8条（ご利用代金の支払い）

1. 本会員であるiD会員（携帯型）は、本特約に基づく一切の債務を、会員規約に従いiD会員（携帯型）が予め指定する決済用の当行クレジットカード（以下「決済用カード」という）の利用代金として、その他の決済用カードの利用代金等と合算して支払うものとします。
2. 前項の支払いのうちiD加盟店での利用に係る支払期日および支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、決済用カードの支払区分が「あとからリボ」の場合は会員規約第38条の定めに基づき支払い、「マイ・ペイすリボ」の場合は特約の定めに基づき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更する方法の場合は、会員規約第39条の定めに基づき支払うものとします。

第9条（海外利用代金の決済レート等）

本決済システムの海外のiD加盟店での買物ご利用代金は、取引時点で「iD」ブランドセンターが指定するレートで日本円に換算されます。

第10条（ご利用枠）

1. iD会員（携帯型）は、決済用カードの利用枠の範囲内で、決済用カードの代わりにiD携帯を第6条に定めるとおり利用できるものとします。
2. 当行は、前項の規定にかかわらず暗証番号入力を伴わない取引については当該取引の利用条件を別途指定することができ、iD会員（携帯型）はこれに従うものとします。
3. iD会員（携帯型）は、当行が適当と認めた場合、本条第1項の規定にかかわらず、決済用カードの利用枠を超えてiD携帯を利用できるものとします。その場合も、iD会員（携帯型）は当然に支払の責を負うものとします。

第11条（紛失・盗難）

1. iD会員（携帯型）は、iD携帯またはiD会員情報が紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により本決済システムにおいて他人に不正利用された場合、会員は、本決済システムでの当該利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. iD会員（携帯型）は、iD携帯またはiD会員情報が紛失・盗難にあった場合、直ちにその旨を当行に通知し、最寄警察署に届

出るものとし、当行への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。

第12条（会員保障制度）

1. 前条1項の規定にかかわらず、当行はiD会員（携帯型）が紛失・盗難により他人にiD携帯またはiD会員情報を不正利用された場合であって、前条2項の警察並びに当行への届出がなされたときは、これによってiD会員（携帯型）が被る本決済システムでの不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、iD携帯の入会日から決済用カードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。
 - (1) iD会員（携帯型）の故意若しくは重大な過失に起因する損害
 - (2) 損害の発生が保障期間外の場合
 - (3) iD会員（携帯型）の家族・同居人・当行から通知したアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - (4) iD会員（携帯型）が本条第4項の義務を怠った場合
 - (5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - (6) 暗証番号入力に伴う取引についての損害（但し、当行に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません。）
 - (7) 前条2項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害
 - (8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - (9) その他本特約および会員規約の違反に起因する損害
4. iD会員（携帯型）は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行がてん補に必要なと認める書類を提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとし、

第13条（有効期限）

1. iD会員情報の有効期限は、当行が指定し、アクセスコードの通知とあわせてiD会員（携帯型）に通知します。
2. iD会員情報の有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当行が引き続きiD会員（携帯型）として認める場合には、有効期限を更新し、iD会員（携帯型）に通知します。
3. 前項の場合、iD会員（携帯型）は改めて第5条に準じて会員登録をおこなうものとし、

第14条（退会、会員資格の取消）

1. iD会員（携帯型）がiD会員（携帯型）を退会する場合は、当行所定の方法により当行に届け出るものとし、
2. iD会員（携帯型）が退会などにより決済用カードに関する会員資格を失った場合は、同時にiD会員（携帯型）としての会員資格を失うものとし、
3. iD会員（携帯型）はiD会員（携帯型）としての会員資格を取り消された場合または退会した場合、速やかにiD携帯に登録されているiD会員情報を削除するものとし、なお、当該措置をおこなわなかったことにより第三者がiD携帯を本決済システ

ムで利用した場合、当該第三者による利用を i D 会員（携帯型）本人の利用とみなします。

第15条（再発行）

1. 当行は、会員情報登録前のアクセスコードの紛失もしくは盗難等、または i D 携帯の機種変更、紛失、盗難または破損等の理由により、i D 会員（携帯型）が i D 会員番号およびアクセスコードの発行を希望し当行が適当と認めた場合には i D 会員番号およびアクセスコードを再発行します。
2. 前項の場合、i D 会員（携帯型）は新たに通知されたアクセスコードを使用して改めて第5条に準じて会員登録をおこなうものとします。

第16条（利用停止措置）

当行は、i D 会員（携帯型）が本特約若しくは会員規約に違反した場合または i D 携帯若しくは決済用カードの使用状況が適当でないと当行が判断した場合、会員に通知することなく i D 携帯による本決済システムの利用停止措置をとることができるものとし、i D 会員（携帯型）は予めこれを承諾するものとします。

第17条（本サービスの一時停止、中止）

当行は、以下のいずれかに該当する場合には、i D 会員（携帯型）に対する事前の通知なく、本決済システムにおける i D 携帯の取扱いの中止または一時停止することができます。この場合、当行は、本決済システムにおける i D 携帯の取扱いを中止または一時停止することにより、i D 会員（携帯型）に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、本決済システムにおける i D 携帯の取扱いが困難であると当行が判断した場合。
- (2) その他、コンピュータシステムの保守他、当行がやむを得ない事情で本決済システムにおける i D 携帯の取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合。

第18条（免責）

1. 当行は、i D 会員（携帯型）が i D 携帯を使用して本決済システムを利用したことにより、i D 携帯の各種機能または i D 携帯内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、i D 会員（携帯型）または第三者に損害が発生した場合でも、当行に故意または重過失があった場合を除き責任を負わないものとします。
2. 当行は、本特約に別途定める場合を除き、i D 携帯および i D 携帯内に装備された非接触 IC チップ等の技術的な欠陥、品質不良等の原因により i D 会員（携帯型）が i D 携帯を使用して本決済システムを利用することができない場合でも、責任を負わないものとします。但し、当行の故意または重過失による指定アプリケーションの技術欠陥、品質不良等によることが明らかな場合はこの限りではありません。

第19条（特約の変更、承認）

本特約の変更については当行から変更内容、または新特約を本会員にあてて通知します。その通知を受けた後、会員が i D 携帯を本決済システムで利用したときは、変更事項または新特約を承認

したものとみなします。

第20条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

🦋「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約（iD会員）🦋

第1条（用語）

本特約に定める用語は、「iD会員特約（個人用）」における場合と同じ意味を有するものとします。

第2条（同意）

1. iD会員（携帯型）は、iD会員（携帯型）からのお問い合わせに対する対応、会員情報登録状況の管理のため、下記①から③の情報について、当行が保護措置を講じた上で収集（携帯電話通信業者が当行に使用携帯電話に関する情報を提供し、当行が当該情報の提供を受けることを含む）・保有・利用することに同意します。

- ① 使用携帯電話に関する情報（携帯電話本体内のICカード固有の番号、携帯電話契約者番号、機種名・製造番号等の通信機器本体に関する情報をいいます）
- ② 使用携帯電話への指定アプリケーションの登録状況
- ③ iD会員情報の登録状況

2. iD会員（携帯型）は、当行が下記の目的のために前項の①から③の情報を利用することを同意します。

- ① 当行のクレジットカード関連事業の調査分析、商品開発
- ② iD決済システムに関連するアフターサービスの提供
- ③ 当行のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動

※なお、上記の当行の具体的な事業内容については、当行所定の方法（インターネットの当行ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。

第3条（同意条項の準用及び本特約の位置付けおよび変更）

1. 本特約は、iD会員特約（個人用）の一部を構成し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」（以下「同意条項」という）に追加して適用されます。
2. 本特約第2条に定める事項については、同意条項第4条、第5条、第7条から第11条を適用するものとします。この場合、同意条項の「第1条1項」は「本特約第2条1項」に、「第1条2項」は「本特約第2条2項」に、それぞれ読み替えるものとします。
3. 本特約は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上
(2008年9月)

🦋 山梨中銀スカイライトETCカード特約 🦋

第1条（定義）

1. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪

神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地方道路公社又は都道府縣市町村である道路管理者のうち、株式会社山梨中央銀行（以下「当行」という）が指定する者としてします。

2. 「ETCシステム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器にETCカードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の支払いのために止まることなく通行できるシステムとします。
3. 「ETCカード」とは、ETCシステムにより料金を支払う方を識別して車載器を動作させる機能を有するICカードの総称とします。
4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置の総称とします。
5. 「路側システム」とは、ETCシステムの車線に設置され、車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置とします。
6. 「ETC「ハイカ・前払」残高管理サービス」とは、道路事業者が主となり運用するETC利用者向け前払金残高管理サービスをいいます。尚、ETC「ハイカ・前払」残高管理サービスを利用する会員は道路事業者が定める「ETC「ハイカ・前払」残高管理サービス利用約款」を遵守するものとします。
7. 「ETCマイレージサービス」とは、道路事業者が主となり運用するETC利用者向け割引サービスをいいます。尚、ETCマイレージサービスを利用する会員は道路事業者が定める「ETCマイレージサービス利用規約」を遵守するものとします。

第2条（ETCカードの貸与と取扱い）

1. 当行は、当行が発行するクレジットカード（以下「カード」という）のうち当行が指定するカードの個人会員が、本特約及び山梨中銀スカイライト（スカイライトトリプル）会員規約（以下「会員規約」という）を承認の上所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた方（以下「会員」という）に対し、ETCカードをカードに追加して発行・貸与します。
2. 会員はETCカードの裏面に署名を行なわないものとします。
3. ETCカードの所有権は当行に属します。ETCカードはETCカード表面に印字された会員本人以外は使用できません。
4. 会員は、ETCカードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、ETCカードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、ETCカードを他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させてはなりません。

第3条（ETCカードのご利用）

1. 会員は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、ETCカードを通行料金の支払い手段とすることができます。
2. 前項にかかわらず会員は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払いに際し、ETCカードの呈示を求められた場合には、これを呈示するものとします。

第4条（ご利用代金の支払い）

1. 会員は、前条により負担する通行料金等に係る債務を、会員規約

に従いカードの利用代金と合算して支払うものとします。

2. 前項の支払いに係る支払期日および支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、カードの支払区分が「あとからりぼ」の場合は会員規約第38条の定めに基づき支払い、「マイ・ペイすりぼ」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。

第5条（ご利用枠）

ETCカードは、カードの利用枠の範囲内で利用できるものとします。会員がカードの利用枠を超えてETCカードを使用した場合も、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

第6条（利用疑義）

当行からの利用代金の請求は、ETCシステムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当行への支払義務は免れないものとします。

第7条（紛失・盗難）

1. ETCカードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員は、そのETCカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. 会員は、ETCカードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当行に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当行への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。

第8条（年会費）

会員は、当行に対して入会申込書およびホームページ等に記載する所定のETCカード年会費を支払うものとします。なお、支払われた年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第9条（ETCカードの有効期限）

1. ETCカードの有効期限は、当行が指定するものとし、ETCカード表面に記載した月の末日までとします。
2. ETCカードの有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当行が引き続き会員として認める場合には、新しいETCカードと本特約を送付します。
3. ETCカードの有効期限内におけるETCカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本特約を適用するものとします。

第10条（退会）

1. 会員がETCカードを退会する場合は、ETCカードを添え、所定の届出用紙により当行に届け出るものとします。
2. 会員がカードを退会する場合は、会員のETCカードも同時に退会となるものとします。

第11条（再発行）

1. ETCカードの再発行は、当行所定の届け出を提出していただき当行が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当行所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。
2. ETCカードの再発行によりETCカードの会員番号が変更となっ

た場合には、道路事業者が実施する、ETC「ハイカ・前払」残高管理サービス、ETCマイレージサービス、有料道路身体障害者割引制度等の登録型割引制度を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、変更手続き完了するまでのETCカードの利用が割引（ETCマイレージサービスのポイント付与を含む）対象とならないことを予め承諾するものとし、当行は、ETCカードの利用が割引（ETCマイレージサービスのポイント付与を含む）対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとし、

第12条（利用停止措置）

当行は、会員が本特約若しくは会員規約に違反した場合またはETCカード若しくはカードの使用状況が適当でないと当行が判断した場合、会員に通知することなくETCカードの利用停止措置をとることができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとし、当行は、ETCカードの利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとし、

第13条（免責）

1. 当行は、会員に対し、事由の如何を問わず、道路上または料金所での事故、ETCシステムおよび車載器に関する紛議に関し、これを解決し若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとし、
2. 会員は車輛の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ずETCカードの作動確認を行うものとし、作動に異常がある場合には、ETCカードの使用を止め、直ちに当行に通知するものとし、
3. 当行は、ETCカード機能不良に基づく会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとし、

第14条（特約の変更、承認）

本特約の変更については当行から変更内容、または新特約を本会員にあてて通知します。その通知を受けた後、会員がETCカードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。

第15条（ETCシステム利用規程の遵守）

会員は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程を遵守し、ETCカードを利用するものとし、

第16条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとし、

以上
(2008年9月)

マイ・ペイすりボ会員特約

第1条（総則）

株式会社山梨中央銀行（以下「当行」という）に対し、本特約及び山梨中銀スカイライト（スカイライトリブレ）会員規約（以下

「会員規約」という)を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた方をマイ・ペイすりポ会員とします。

第2条 (カード利用代金の支払区分)

1. 本カードの支払区分は、毎月の締切日時点における当該カードショッピング代金が、本会員が会員規約第38条で指定する支払コースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払コースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすりポ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。但し、当行が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。
2. 本カードの弁済金(毎月支払額)は、会員規約第38条にかかわらず、支払いコースを指定したときに指定した金額(5千円または1万円以上1万円単位。但し、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします)に次項に定める手数料を加算した額とします。なお、マイ・ペイすりポ会員が希望し当行が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。
3. 前項に定める弁済金(毎月支払額)は、当行が定める日までに当行所定の方法で本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額若しくは減額できるものとします。
4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払いの未決済残高(付利単位100円)に対し、当行所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヶ月分として翌月の支払期日に後払いするものとします。但し、利用日から起算して最初に到来する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

第3条 (カード利用代金等の決済方法)

当行が適当と認めるマイ・ペイすりポ会員は、当行が定める日までに当行所定の方法で申出を行い当行が適当と認めた場合は、毎月支払額を増額若しくは減額して支払いすることができるものとします。

第4条 (キャッシング一括)

本カードでは、キャッシング一括は、当行が適当と認めたマイ・ペイすりポ会員についてのみ利用できるものとします。

第5条 (支払方法の中止)

本特約に定める支払方法を取り止める場合は、当行の定める所定の方法で申出を行うものとします。

第6条 (会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については会員規約を適用するものとします。

<お支払い例(元金定額コース1万円の場合)>

8月16日～9月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)

① お支払い元金 10,000円

② 手数料 ありません

③ 弁済金 10,000円

④ お支払い後残高 $50,000円 - 10,000円 = 40,000円$

◆第2回(11月10日)お支払い

① 手数料(10月11日~10月15日までの分) $40,000円 \times 15.0\% \times 5$
日 $\div 365日 = 82円$

② お支払い元金 10,000円

③ 弁済金 10,082円 (①82円 + 10,000円)

④ お支払い後残高 30,000円 (40,000 - 10,000円)

(2009年6月)

🦋 山梨中銀スカイライト(スカイライトリプル)保証委託約款 🦋

第1条 (委託の範囲および契約の成立)

1. 山梨中銀スカイライト(スカイライトリプル)(以下、「カード」といいます。)の会員または入会申込者(以下総称して「会員等」といいます。)が、三井住友カード株式会社(以下「保証会社」といいます。)に委託する債務保証の範囲は、株式会社山梨中央銀行(以下「銀行」といいます。)の定める「山梨中銀スカイライト(スカイライトリプル)会員規約(以下、「会員規約」といいます。)」に基づき、会員が銀行に対し負担するカード利用による一切の債務、損害金その他一切の債務の全額とします。ただし、保証会社が実際に保証する範囲、条件および方法は保証会社と銀行との間に締結されている保証契約によるものとし、保証契約で保証の範囲が限定されても異議ないものとします。
2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認めた後、会員等がカードを受領した時点で成立するものとします。
3. 会員等が保証会社の保証を得て、カードを利用するについては、本約款のほかカード会員規約の各条項を遵守し、期日には遅滞なく債務を弁済するものとします。

第2条 (調査及び報告)

会員等は、保証会社から会員等の資産、収入、信用状況等について調査、説明を求められたときは、直ちにこれに応じ書類作成、諸手続実行等協力するものとします。会員は、その資力、信用等に著しい変動が生じたとき、または生じるおそれがあるときは遅滞なく保証会社に通知しその指示に従うものとします。

第3条 (保証債務の履行)

会員は、会員が会員規約及びその特約事項等に従い支払いをしないとして、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、会員に対して事前の通知、催告なく、保証会社と銀行との保証契約に基づいて保証債務を履行されることに同意するものとします。

第4条 (求償権の範囲)

会員は、保証会社の会員に対する下記各号に定める求償権およびその関連費用について弁済の責任を負い、遅滞なく保証会社に支払うものとします。

(1) 前条による保証会社の代位弁済額。

(2) 保証会社が保証債務の履行のために要した費用の総額。

(3) 保証会社が弁済した翌日から年14.6%の割合(年365日(閏年は366日)の日割計算)による遅延損害金。

(4)保証会社が前記各号の金額を請求するために要した費用の総額。

第5条（弁済の充当順序）

会員の弁済した金額が、保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。

第6条（求償権の事前行使）

1. 会員が次の各号の1つにでも該当し、求償権の保全に支障が生じまたは生じるおそれがある時は、保証会社は第3条の保証債務履行前に求償権を行使されることに同意するものとします。

(1)保証会社および銀行に対する債務の1つでも期限に弁済せずまたは取引規定の1つにでも違反したとき。

(2)仮差押、仮処分もしくは差押の通知または破産、競売、民事再生手続開始の申立をしたときまたは受けたとき。

(3)手形交換所から不渡処分を受けたとき。

(4)租税、公課を滞納して督促を受けたときまたは保全差押を受けたとき。

(5)支払いを停止したとき。

(6)会員規約に基づき退会もしくは会員資格の取消を受けたとき。

(7)その他保証会社が債権保全のため必要と認めたとき。

2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、会員は原債務に担保があると否とを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や担保提供の請求並びに求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保の提供は執らないものとします。また保証会社が債権保全のため必要と認めた時は、直ちに保証会社の承認する担保を差入れるものとします。

第7条（公正証書の作成）

会員は、保証会社から請求があるときはこの契約による債務の履行につき直ちに強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続を執るものとします。

第8条（費用負担）

保証会社が第3条の保証債務の履行によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は会員が負担するものとします。

第9条（合意管轄）

会員は、この約款に関する訴訟、調停および和解については保証会社の本社、支社、支店または営業所所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第10条（保証契約の改定）

保証会社と銀行との間の保証契約が改定されたときは、改定後の契約が適用されるものとします。

第11条（保証の打ち切り）

1. 会員は、保証会社が会員の信用状況が悪化したと判断した場合、保証会社と銀行との保証契約が終了した場合、その他保証会社が適当と判断した場合、この約款にかかわらず保証会社が何ら通知なく新たな保証をしない場合があることに同意するものとします。会員は、保証会社が事後に保証の打ち切りを会員に通知をす

る場合であっても、打ち切りの理由を開示しないことに異議ないものとします。

2. 会員が、保証会社の保証の打ち切りにより、期限の利益の喪失や会員資格の喪失等の不利益を被ったとしても、保証会社は会員に対し一切責任を負わないことに同意するものとします。

第12条（届出事項）

1. 会員は、氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先等届出事項に変更があったときは、ただちに銀行に書面によって届出をし、銀行は変更内容を保証会社に通知するものとします。
2. 前項で届出があった住所宛に保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとします。

(2008年6月)

個人情報に関する同意条項

本同意条項は、山梨中銀スカイライト（スカイライトリプレ）保証委託約款（以下「保証約款」といいます。）の一部を構成します。

第1条（保証会社における個人情報の収集・保有・利用等）

1. 会員等は、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）が、保証約款に基づく、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、下記①と②の個人情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これら電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます。）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

- ① 保証依頼時に会員等が山梨中銀スカイライト（スカイライトリプレ）保証依頼書（兼保証委託契約書）に記入し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先等の情報（以下総称して「氏名等」といいます。）、保証約款に基づき届出られた情報および電話等での問合せ等により保証会社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」といいます。）

- ② 官報や電話帳等の公開情報

第2条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. カードの本会員および本会員の予定者（以下、総称して「本会員等」といいます。）は、保証会社が保証約款に係る取引上の判断にあたり、保証会社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」とい

います。) および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」といいます。)に照会し、本会員等及びその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む)を、本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意するものとします。

2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴含む)が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意するものとします。
3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意するものとします。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

名 称	所 在 地	電話番号	ホームページアドレス
株式会社 シー・アイ ・シー	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト15階	0120- 810- 414	http://www.cic.co.jp
株式会社 日本信用 情報機構	〒101-0046 東京都千代田区 神田多町2-1 神田進興ビル	0120- 441- 481	http://www.jicc.co.jp

※銀行もしくは保証会社が契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・電話番号>

名 称	所 在 地	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1	03- 3214- 5020	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html/

※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構並びに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク(CRIN)を構築しています。

- 上記各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関にて行います(銀行および保証会社では行いません)。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本約款に係る申込みをした事実	保証会社が利用した日より6ヶ月を超えない期間
③本約款に係る客観的な取引事実 ^{*1}	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
④債務の支払いを延滞した事実	株式会社シー・アイ・シーへの登録：契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
	株式会社日本信用情報機構への登録：契約期間中及び契約終了後1年を超えない期間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年を超えない期間
⑥苦情、調査中である旨	当該調査中の期間
⑦本人確認資料紛失・カード盗難、与信自粛申出等の本人申告情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間

※1 上記「本約款に係わる客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む。）となります。

第3条（個人情報第三者からの提供）

1. 銀行から保証会社に提供される個人情報

(1) 会員等は、会員等に関する下記①から⑦の個人情報を、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、株式会社山梨中央銀行（以下「銀行」といいます。）が保護措置を講じた上で保証会社に提供することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

- ① 会員等のカードの利用に関する申込日、契約日、利用店名、商品名、契約額、支払回数等の利用状況および契約内容に関する情報（以下、「契約情報」といいます。）
- ② 会員のカード利用残高、支払い状況等、会員規約に基づき発生した客観的取引事実に基づく信用情報
- ③ 会員等からの電話等で問合せ等により銀行が知り得た情報

- ④ 会員等の銀行における預金・投資信託・ローン等の内訳およびその残高情報・返済状況等の取引情報
- ⑤ 会員等の銀行における本人確認情報および与信評価情報
- ⑥ 会員等の銀行における延滞情報を含む返済に関する情報、交渉経緯等の取引および交渉履歴情報
- ⑦ その他銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

(2) 会員等は、第3条1項(1)にある代位弁済前の個人情報、代位弁済後においても同様、銀行が保証会社に提供することに同意するものとします。

第4条（個人情報の第三者への提供）

1. 保証会社から銀行に提供される個人情報 会員等は、会員等に関する下記①から③の個人情報を、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、カード入会申込および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より銀行に提供されることに同意するものとします。

- ① 保証会社での保証審査の結果に関する情報
- ② 保証会社における保証債権の管理に関する与信評価情報
- ③ 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報

2. 保証会社から債権回収委託、譲渡、証券化等にに伴い第三者に提供される個人情報 保証履行に伴う求償債権は、債権回収の委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等の形式で、他の事業者にも内容の開示または移転がなされることがあります。会員等は、その際会員等の個人情報が当該債権の回収委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等のために必要な範囲で、金融機関、債権管理回収会社、その他金融業務・債権回収業務を営むもの、または特定目的会社等に提供され、債権管理や回収等の目的のために利用されることに同意するものとします。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、保証会社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

(1) 保証会社に開示を求める場合には、第9条記載の窓口にご連絡するものとします。保証会社は開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細を回答するものとします。また、開示請求手続は、保証会社所定の方法（インターネットの保証会社ホームページへの常時掲載）でもお知らせします。

(2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡するものとします。

2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第6条（会員契約が不成立の場合）

保証契約が不成立の場合であっても、会員等が保証を依頼した事実は、第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはないものとします。

第7条（保証約款等に不同意の場合）

保証会社は、会員等が保証委託に必要な記載事項の記載を希望しない場合および保証約款の内容の全部又は一部を承認できない場合、保証をお断りする場合があります。

第8条（本同意条項の変更）

本同意条項は保証会社所定の手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第9条（個人情報に関する問合せ先）

第5条に定める個人情報の開示・訂正・削除等については、下記の窓口にて受付られます。

<保証会社の問合せ窓口>

三井住友カード株式会社

〒105-8011 東京都港区海岸1-2-20

電話番号：03-5470-7622

〒541-3537 大阪府中央区今橋4-5-15

電話番号：06-6223-2966

ホームページアドレス：<http://www.smbc-card.com>

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（本会員の名義人）は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この保証取引が停止され、または通知によりこの保証取引が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でもいっさい私の責任といたします

- ① 貴社との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団準構成員 4. 暴力団関係企業
 5. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 6. その他前各号に準ずる者
- ② 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 1. 暴力的な要求行為 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為 5. その他前各号に準ずる行為

以上

（2010年11月改定）